

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和4年5月11日（水）午前10時50分～午前11時3分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 梅村 均 委員 鬼頭博和
委員 水野忠三 委員 黒川 武 委員 堀 巖
委員 梶谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 奥井博昭
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第35号	岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第36号	岩倉市特別職の職員の給料に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第37号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決

総務・産業建設常任委員会（令和４年５月11日）

◎委員長（片岡健一郎君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案３件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 今回、３件の条例改正についてご審議をお願いするところでございます。グループ長以上の職員が出席しておりますので、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、審査に入ります。

議案第35号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第35号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第35号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第36号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第36号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略をお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の議論の中でも、かなり期末手当の引下げを令和3年度の人勧で示された分、また、0.15か月の引下げを追加しての6月の期末手当から差し引くということで、非常に大きな額となると思うんですが、3月議会のときに保育士や学童保育の指導員にも係ってくる国の臨時特例事業で公立保育園や公立の児童厚生員とかも対象となってくる処遇改善の臨時特例事業があって、岩倉市はそれを適用しない方向だと思うんですが、3月議会の時にはまだ近隣市町の状況を見ながら検討するということでしたが、こういう大きな引下げがある中で、この分の検討はどうだったんでしょうか、お聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 公的部分についても検討させていただきましたが、現在のところ、給料の引き上げをするという考えには至っておりません。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑は。

◎委員（堀 巖君） 今回の岩倉市の対応について、他市はどのような取扱い、愛知県下の状況をちょっと教えてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 正規職員と再任用職員については、県内の市町すべて、人勧どおり適用するというふうに聞いております。

先ほど、本会議でも総務部長から答弁がありましたが、会計年度任用職員については対応が分かれています。そのような状況でございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いします。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、委員間討議を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第37号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」反対の討論をさせていただきます。

議案第35号、36号については、同じ内容のものでありますが、議員、特別職の給与体系は、ほかの職員の給与体系と別になっていて、高い水準になっているため賛成といたしましたが、この37号については、賛成する訳にはいきません。

去年の人事院勧告がコロナ禍の影響で適用されなかったわけです。それを見送ったにもかかわらず、今度の6月に国家公務員と同様の内容で行うというもので、職員の生活に非常に大きな影響を与えるものだと思います。令和3年度の人勧で示された0.15か月の引下げを行うだけでなく、令和3年度に引き下げるはずだった0.15か月分も12月当時の金額を計算した調整額として今回の6月の期末手当から差し引くということで、非常に大きな額だということが本会議の中でも数字が示されました。

やはり、不利益不遡及の原則があるわけで、令和3年度に引き下げられなかった分を調整して、今回の6月の期末手当から差し引くというのは、非常に矛盾しているのではないのでしょうか。これまでも、人勧に合わせて、岩倉

市は行ってきたわけでありますが、国家公務員がやるから、やらない訳にはいかないという、人事院勧告に基づくこのような引下げに対して、やはりコロナ禍の中で、職員の皆さんは、非常に奮闘されてきて、これまでよりも様々なコロナ対策の中での細心の注意を払ってのお仕事だと思います。ワクチン接種業務に関わる場所は特別に大変な状況、また、ケアワーカーと言われるような人と接する保育や介護、福祉で働く人たちの感染防止対策には最新の注意を苦勞しながら取り組んでいらっしゃる職員の努力を無にするものではないかと考えます。

日本は唯一実質賃金の上がらない国となっていると言われていています。個人消費の冷え込みが経済を低迷させています。人事院の民間準拠だけを理由に引き下げる勧告というのは、国民の消費を冷え込ませて、負のスパイラルを生み出すものではないかと考えます。消費冷え込みにさらに追い打ちをかけるようなこの引下げに反対とさせていただきます。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（鬼頭博和君） 議案第37号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成の立場から討論をいたします。

今回の改正の理由については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この内容に準じて市職員の期末手当の支給割合を改めるものであります。今回の改正は、令和3年度の人事院勧告の内容の反映と、附則に記されている調整額については、昨年度に反映できなかった分を国に合わせる形で調整するものであります。

人事院勧告は、民間との格差を調整するために行われており、過去においては、この勧告を基に、現在の水準まで給与を上げてまいりました。

今、民間、特に中小企業では、皆様ご存じのとおりコロナ禍による売上げの減少や、ロシアのウクライナ侵略による原材料の高騰など、非常に厳しい状況にございます。この状況を踏まえ人事院は給与の引下げを勧告したものであります。民間との格差を是正すべく行われた、今回の人事院勧告は遵守すべきものであると考えます。よって、増額、減額にかかわらず、人事院勧告の趣旨、目的を考える観点から妥当であると考えます。

さらに、本市におきましては、先ほど本会議でご答弁があったとおり、職員組合の皆さまとの交渉の上、合意にも至っており、組合の皆様のご理解もいただいているとのことでございます。また、現在本市に限らず、国あるいは都道府県においても大変厳しい財政状況で、一定の減額というのも大変厳しいものであります。やむを得ないものと考えます。市職員の給与水準については、一定の幅広い裁量権があり、最終的な判断は、もちろん市民の皆様

様のご判断に委ねるところでございますが、議会として今回の改正に対して反対する合理的な理由はないと考えております。

以上の点から、議案第37号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成いたします。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 以上をもって討論を終結し、採決に入ります。

議案第37号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第37号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。